

個人情報の保護に関する法律施行令改正案の骨子（案）

個人情報保護委員会事務局

1. 個人識別符号

個人識別符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
 - (ア) DNAを構成する塩基の配列
 - (イ) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - (ウ) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - (エ) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - (オ) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - (カ) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - (キ) 指紋又は掌紋
- (2) 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- (4) 上記(1)～(3)に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

2. 要配慮個人情報

- (1) 要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。
 - (ア) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
 - (イ) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた

健康診断その他の検査の結果

- (ウ) 健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (エ) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (オ) 本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(2) 要配慮個人情報に本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、次に掲げる場合とする。

- (ア) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

3. 個人情報データベース等から除外されるもの

個人情報データベース等の定義から除外されるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、その発行が個人情報保護法に違反して行われたものでないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

4. 個人情報取扱事業者から除外される者

政令で定める者を個人情報取扱事業者から除くこととしていた法の規定が削除されたことに伴い、個人情報取扱事業者から除かれる者をその事業の用に供する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が五千を超えない者としていた施行令の規定を削除する。

5. 匿名加工情報データベース等の定義

匿名加工情報データベース等は、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

6. 事業所管大臣への権限の委任等

(1) 政令で定める事情

個人情報保護委員会から事業所管大臣へ権限の委任ができることとなる事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- (ア) 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- (イ) 上記(ア)のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(2) 事業所管大臣への権限の委任に関する手続

- (ア) 個人情報保護委員会は、権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。
- (イ) 個人情報保護委員会は、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- (ウ) 個人情報保護委員会は、権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(3) 権限行使の結果報告

(ア) 事業所管大臣の権限行使の結果報告は、上記(2)(ア)の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。

- ① 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実
 - ② その他参考となるべき事項
- (イ) 個人情報保護委員会は、上記(ア)の報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

(4) 地方支分部局の長等への権限の委任

- (ア) 事業所管大臣は、委任された権限及び結果報告の権限を外局の庁の長等に委任することができる。
- (イ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、委任された権限を地方支分部局の長等に委任することができる。
- (ウ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、上記（ア）又は（イ）の委任をしようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

(5) 地方公共団体の長等が処理する事務

- (ア) 報告徴収及び立入検査の事務は、事業所管大臣又は金融庁長官（注）に権限が委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。
- (イ) 上記（ア）は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら当該事務を行うことを妨げない。
- (ウ) 報告徴収又は立入検査の事務を行った地方公共団体の長等は、上記（3）（ア）の期間を経過するごとに（個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めるときは、直ちに）、その間に行った当該事務の結果について上記（3）（ア）①及び②の事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。

（注）改正個人情報保護法第 44 条第 4 項の規定により、内閣総理大臣から権限が委任されている。

以上